○農林水産省告示第二千七百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県広島市安佐北区安佐町大字小河内字三根扇簇二八〇八の一、二八一二の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字三根扇簇二八〇八の一・二八一二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県庄原市口和町永田字元恒五〇七〇から五〇七二まで、五〇七五、五〇七七の一、五〇七八から五〇八〇まで、五〇八三、五〇九一、字大久保五三八二から五三八四まで、五三八五の一、五三八五の二、五三八六の一、五三八六の二、五三八七から五三九〇まで、五三九一の一、五三九一の二、五三九二の一、五三九二の二、五三九三の一、五三九三の二、五三九四、五三九五、五三九七から五四〇〇まで、五四〇一の一、五四〇一の二、五四〇二の一から五四〇二の三まで、五四五〇から五四五五まで、五四五七から五四五九まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県山県郡安芸太田町大字柴木字宮ケ谷九〇一の一、九〇一の一四、九〇一の一五、大字遊谷字槙ケ原一一三の一、大字川手字川手西平一四五八の一、字川手東平一四〇八の一、大字梶ノ木字峰尾一二六三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県庄原市西城町小鳥原字厚間五一五九の六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字厚間五一五九の六（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県庄原市川西町字伊達九八三、九八四、字井柳一一六〇の二、一一六七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字伊達九八三・九八四・字井柳一一六七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百三十七号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定に基づき、平成二十五年十月十五日及び同月十六日の暴風雨による東京都大島町の区域に係る災害についての激甚災害に関し、次のように定めたので、告示する。

平成二十五年十一月八日

経済産業大臣　茂木　敏充

平成二十五年十月十五日及び同月十六日の暴風雨による東京都大島町の区域に係る災害についての激甚災害に関し、令第二十四条の経済産業大臣が定める日は、平成二十六年五月七日とする。

経済産業省
国土交通省
環境省告示第百五十号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十五年八月二十六日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年十一月八日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
シンフォニアテクノロジー　6FDS20	C240NBKE	シンフォニアテクノロジー株式会社	東京都港区芝大門一丁目1番30号
〃　6FDS25	〃	〃	〃
NV—1130			
NV—1131			